

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

PD国際派遣選手選考規程

(目的)

第1条 この規程は、WDSF等に関係するダンススポーツのPD国際競技会に選手を派遣する選考競技会及び選考について定めることを目的とする。

(適用競技会)

第2条 選手を派遣する国際競技会を以下のとおりとする。

- (1) ①—PD世界スタンダード選手権、PD世界ラテン選手権に関する者。
 - ② PD世界10ダンス選手権に関する者。
 - ③ PDワールドカップ(スタンダード、ラテン)
 - ④ PDアジア太平洋選手権(スタンダード、ラテン)、PDアジア選手権(スタンダード、ラテン)に関する者。
- (2) ① PD世界マスタークラスI(スタンダード、ラテン)
 - ② PD世界マスタークラスII(スタンダード、ラテン)
- (3) オリンピック大会、アジア大会等国际大会
- (4) その他

(選考となる競技会及び派遣選考基準)

第3条

1 第2条(1)の競技会

- (1) PD世界スタンダード選手権、PD世界ラテン選手権に関する者。
原則としてPD公認ランキングポイント競技会を選考競技会とし、全日本PDランキング上位より2組を日本代表として選考する。
- (2) PD世界10ダンス選手権に関する者。
前年度開催した年1回の選考競技会(全日本PD10ダンススポーツ選手権)において上位1組を日本代表として選考する。
- (3) PDワールドカップ(スタンダード、ラテン)に関する者。
代表派遣は行わないが、出場する選手は前年あるいは当該年の出場可能な代表選考会(全日本PD選手権、PDグランプリ、PD10ダンス代表選考会を含む)に、1度以上出場していなければならない。
- (4) PDアジア太平洋選手権(スタンダード、ラテン)、PDアジア選手権(スタンダード、ラテン)に関する者。
原則として、PD公認ランキングポイント競技会を選考競技会とし、全日本PDランキング上位より選考するが、業務執行理事会の決定により選考競技会及び選考基準を指定することができる。

2 第2条(2)の競技会

- (1) PD世界マスタークラス1オープン選手権
代表選考会を開催し、その結果により上位2組を選考する。選考された

選手を含めて出場する選手は、前年あるいは当該年の出場可能な代表選考会（全日本PD選手権、PDグランプリ、PD10 ダンス代表選考会を含む）に、1度以上出場していなければならない。

(2) PD世界マスタークラスⅡオープン選手権

代表選考会を開催し、その結果により上位2組を選考する。選考された選手を含めて出場する選手は、前年あるいは当該年の出場可能な代表選考会（全日本PD選手権、PDグランプリ、PD10 ダンス代表選考会を含む）に、1度以上出場していなければならない。

3 第2条1及び2の競技会は、WDSF競技規程により第3条1及び2による派遣選考された以外の選手も出場することができる。ただし、全ての出場選手に対して、国際部が出場資格等を確認した上で、国際部によって出場申込が行われる。

4 第2条3の競技会（オリンピック、アジア大会）の代表派遣については、業務執行理事会の決定による

5 第2条4の競技会（その他）については、業務執行理事会の決定による。

(派遣選考詳細)

第4条 第3条の1の第2条(1)の競技会の(1)、(2)において同点となった場合は以下のとおりとする。PD全日本ランキング（上位3競技会）が同点で、かつランキングを付ける必要がある場合は、PD競技部及びPD事業本部の決定による。

(特別な事情の派遣中止)

第5条 下記項目の特別な事情のある場合において、業務執行理事会において派遣中止を行うことができる。

- (1) JDSF-PD代表派遣選手として著しく不適切と判断した場合
- (2) 派遣地の危険度が高い場合
- (3) その他妥当な理由がある場合

(特別な事情の選考)

第6条 下記項目の特別な事情のある場合において、PD競技部の意見を聴取し、PD事業本部において代表選手の選考を行うことができる。

- (1) 公認欠場により選考競技会に出場できない場合
- (2) 上位選手が出場できず、順位を次点以下に繰り下げる場合

(特別規定)

第7条 全日本PDダンススポーツ選手権および第3条1、2の選考競技会（PD世界選手権、PDワールドカップ、マスタークラスⅠ、マスタークラスⅡ）においては、特別に以下のルールに従うものとする。

- (1) 審判員数を5人以上とする。
- (2) 出場できる選手は、国際競技会出場資格を有するものとし、原則として海

外選手の参加は認めない。

- (3) マスタークラスⅠ選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満34歳と満29歳に達するもの以上とする。
- (4) マスタークラスⅡ選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満44歳と満39歳に達するもの以上とする。
- (5) マスタークラスⅢ選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満54歳と満49歳に達するもの以上とする。
- (6) マスタークラスⅣ選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満64歳と満59歳に達するもの以上とする。

（国籍、居住）

第8条 第2条3（国際大会）の派遣選手は、日本国籍を有すること及び2年以上JDSF - PD選手登録を継続していることを条件とする。その他の派遣選手については原則として、男女どちらかが日本国籍を有し、かつ2年以上JDSF-PD選手登録を継続していることを条件とする。

（その他）

第9条 この規程は、平成29年度の派遣選手選考より適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
ただし、平成30年度末までは現状に沿った運用を行う。運用についてはPD事業本部及びPD競技部の判断による。
- 3 この規程は、2019年8月4日から施行する。